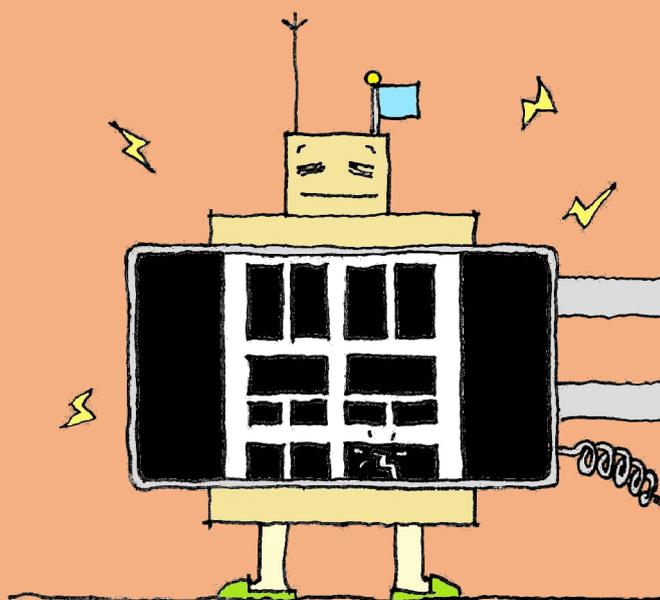


建築基準法に基づく

# 定期報告制度について



建築物や建築設備等にも健康診断が必要です

## 定期報告制度とは

多数の方が利用する建築物では、火災や災害等が発生したときに、不適切な維持管理が原因で、人命に関わる大惨事につながる可能性があります。

**定期報告制度**とは、こうした事態を防ぎ、建築物を安心して使い続けるため、多数の方が利用する**建築物**やその**建築設備等**について、それらの**所有者等**が**専門の技術者**に**定期的**に点検させ、その結果を**特定行政庁**（京都市）に**報告**いただく制度です。

令和7年3月  
(令和7年7月1日施行)



京都市  
CITY OF KYOTO

1 定期報告制度の対象一覧表

1 建築物・建築設備・防火設備の定期報告

定期報告の対象となるのは、以下表の「対象用途」のうち、「対象建築物の規模等」欄のいずれか1つ以上に該当するものです。  
 (「対象建築物の規模等」は報告種別(建築物・建築設備・防火設備)によって異なります。報告種別ごとに、それぞれ御確認ください。)

(凡例)

- ・ 「A」は当該用途に供する部分の床面積の合計を示します。
- ・ 「用途に供する部分の床面積」には、その用途のための従たる施設(廊下、倉庫等)を含みます。
- ・ 白抜き数字(①、②…)で示すものは、避難階以外の階を「用途番号」1から8の用途に供しないものを除きます。

用途番号	対象用途	報告種別								報告期日
		建築物		建築設備		防火設備				
		対象建築物の規模等	報告年	用途番号	対象建築物の規模等	報告年	用途番号	対象建築物の規模等	報告年	
1	ホテル、旅館	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡	令和7年 以後3年ごと (令和10年、令和13年…)	1	A>1,000㎡	毎年	1	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡	毎年 報告年の 12月25日	
2	飲食店、遊技場、公衆浴場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥500㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡		2	A>1,500㎡		2	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥500㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A≥3,000㎡		
3	体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 うち学校に附属するもの 学校	① 3階以上のA>100㎡ ② A>1,000㎡ ① A>1,000㎡		3	A>1,500㎡ A>1,500㎡ A>1,500㎡		3	① 3階以上のA>100㎡ ② A≥2,000㎡ 指定外 指定外		
4	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外に客席を有するものを除く)、公会堂、集会場	① 3階以上のA>100㎡ ② 客席の部分のA≥200㎡ ③ 劇場、映画館、演芸場で主階が1階にないもの ④ 地階のA>100㎡ ⑤ A>500㎡	4	A>1,500㎡	4		① 3階以上のA>100㎡ ② 客席の部分のA≥200㎡ ③ 劇場、映画館、演芸場で主階が1階にないもの ④ 地階のA>100㎡			
5	児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む) うち高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(※1)	① A>500㎡ ① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡	5	A>1,500㎡ A>1,500㎡	5		指定外 ① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>200㎡			
6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥500㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡	6	A>1,500㎡	6		① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥500㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A≥3,000㎡			
7	下宿、共同住宅、寄宿舎 うちサービス付き高齢者向け住宅又は認知症高齢者・障害者グループホーム	① A>1,000㎡(昭和56年5月31日以前に工事に着手したものに限り) ① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>1,000㎡(昭和56年5月31日以前に工事に着手したものに限り)	7	指定外 指定外	7		指定外 ① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡ ③ 地階のA>100㎡ ④ A>200㎡			
8	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限り)	① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡(2階に患者の収容施設があるものに限り) ③ 地階のA>100㎡ ④ A>500㎡	8	A>1,500㎡	8		① 3階以上のA>100㎡ ② 2階のA≥300㎡(2階に患者の収容施設があるものに限り) ③ 地階のA>100㎡ ④ A>200㎡			
9	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ	① A>1,000㎡	9	A>1,500㎡	9		指定外			
10	事務所その他これに類する用途(当該用途に供する階数が5以上のものに限り)	① A>1,000㎡	10	A>1,500㎡	10		指定外			
11	前各項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの(※2)	① A>1,500㎡	11	A>1,500㎡	11		指定外			

(※1) 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)、宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業所で、利用者の就寝の用に供するものに限り)等が該当します。

(※2) 一つの建築物に2以上の対象用途がある場合は、定期報告の対象となるかどうか、以下のとおり確認してください。  
 > 「用途番号」1から10の用途ごとに、「対象建築物の規模等」に該当するか確認してください。(該当する場合は、定期報告対象です。)  
 > 用途ごとに確認した結果、いずれにも該当しない場合は、「用途番号」1から10の用途に供する床面積を合計し、その合計床面積が、「用途番号」11の「対象建築物の規模等」に該当するか確認してください。(ただし、床面積の合計において、建築物の定期報告については「昭和56年6月1日以降に工事に着手した下宿、共同住宅、寄宿舎」を除き、建築設備の定期報告については「下宿、共同住宅、寄宿舎」を除きます。)

(補足)

- ・ 建築設備・防火設備については、対象の設備がある建築物に限りです。
- ・ 対象の用途が建築物の一部のみである場合も、定期報告に係る調査・検査は建築物全体で行う必要があります。
- ・ 新築又は全部の改築で検査済証の交付を受けた建築物、建築設備等は、交付後の初回定期報告のみ、免除されることがあります。詳細はお問い合わせください。
- ・ 「建築基準法第6条第1項第一号」、「建築基準法施行令第16条第2項」のいずれにも該当しないものは、対象外となります。詳細はお問い合わせください。

## 2 昇降機、工作物の定期報告

種別	検査の対象となるもの	報告年	報告期日
昇降機 (※1)	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(※2)	毎年	検査済証の交付を受けた日が属する月の応当月の末日
工作物	観光用エレベーター等	毎年	検査済証の交付を受けた日が属する月の応当月の末日
	遊戯施設	毎年	2月末日

(※1) 籠が住戸内のみを昇降するもの、労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除きます。

(※2) すべての出し入れ口の下端が床から50cm以上高い小荷物専用昇降機を除きます。

## 2 定期報告の手続の流れ

京都市

建築物の**所有者又は管理者**（所有者と管理者が異なる場合は、管理者）に定期報告制度のお知らせをお送りします。

※ 本市からのお知らせの有無にかかわらず、制度の対象となる建築物は、定期調査・検査と定期報告が必要です。

所有者・管理者

所有又は管理する建築物が、対象建築物に該当するか御確認のうえ、該当する場合は、**調査者・検査者**に業務を依頼してください。

定期報告のための調査・検査を行うには報告種別によって次のいずれかの資格が必要です。

(○：調査・検査が可能)

調査・検査に必要な資格					
資格種別 報告種別	一級建築士、 二級建築士	特定建築物 調査員	建築設備 検査員	防火設備 検査員	昇降機等 検査員
建築物	○	○	—	—	—
建築設備	○	—	○	—	—
防火設備	○	—	—	○	—
昇降機、工作物	○	—	—	—	○

調査者・検査者

建築物等の**調査・検査**を実施のうえ、定期報告書に点検結果を記載し、**報告期日**までに**京都市**に提出してください。（京都市では、電子申請システムによる受付を行っています。）

京都市

定期報告書の内容を確認のうえ、定期報告書を受取り、本市からの連絡・指示事項をお伝えします。

調査者・検査者

**所有者又は管理者**に、定期報告書を渡し、本市の連絡・指示事項を伝えてください。

所有者・管理者

本市からの連絡・指示事項を確認し、

- ・ 連絡・指示事項がない場合は、引き続き、適法な維持保全に努めてください。
- ・ 連絡・指示事項がある場合は、すみやかに改善し、結果を本市に報告してください。



定期報告制度に係る詳細については、本市ホームページを、御確認ください。

URL : <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-12-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

京都市 定期報告制度

検索



### ■お問合せ■

京都市都市計画局建築指導部

【制度全般・建築物】 建築安全推進課 [安全対策係] (電話 075-222-3613)

【建築設備・防火設備】 建築審査課 [設備審査係] (電話 075-222-3616)